

七ヶ浜町環境美化促進計画

第1章 計画策定にあたって

1. 計画の趣旨

美しい自然環境は、私たちが心豊かに生活するのに欠かすことの出来ないものです。その美しい自然環境を持続するために、町民・事業者・行政等が日々清掃活動や環境美化活動を実施し、町内の環境美化推進を進めているところです。

しかし、七ヶ浜町の現状という、道路や空地や砂浜などには、空き缶やペットボトル、紙くずやたばこの吸い殻など、投げ捨てられたごみが目につきます。ごみの投げ捨て行為は、その近くに住む人や通りかかる人、さらには観光客の気分を害するとともに、新たな投げ捨てを助長するなどの良くない影響を周辺に及ぼします。

町では、昭和60年度から施行された七ヶ浜町環境美化の促進に関する条例（以下「条例」という。）で、環境美化の促進を図るため、ごみ散乱防止や清掃についての基本的なルールを定めています。

この条例の掲げる理念を実現するために、町民や事業者、さらには土地又は建物の占有者と行政が相互に連携し、まちぐるみで環境美化を計画的に促進していくため「七ヶ浜町環境美化促進計画」を策定します。

2. 計画の位置付け

七ヶ浜町環境美化促進計画（以下「計画」という。）は、条例第6条第1項の規定に基づく地域環境美化促進計画として位置付けられます。

3. 計画の期間

本計画の期間は令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

4. 計画の対象

本町の環境美化推進のためには、行政のみならず、町民や事業者、土地・建物の占有者、来訪者など、すべての方々の理解と協力が必要となります。そのため、本計画では、町の環境に関わるすべての方々による、幅広い環境美化活動を対象とします。

第2章 重点的な取組

条例の掲げる理念を実現するため、以下の重点的な取組を実施します。

1. 環境美化の促進に関する町民等、事業者及び占有者等の啓発及び意識の高揚に関すること
2. 環境美化の促進のための自主的奉仕、活動団体の育成及び助長に関すること
3. 環境美化促進重点地域（以下「重点地域」）の指定及びその地域内における環境美化の促進のための事業の実施に関すること
4. 環境美化の促進のための組織体制の整備に関すること
5. その他環境美化の促進に関すること

第3章 具体的な取組内容

町内では、これまでも町民や事業者による自主的な環境美化活動が進められてきました。町内会や自治会におけるボランティア清掃活動のほか、学校やPTA、老人クラブなどにおいても、地域清掃の取り組みが行われています。また、菖蒲田海水浴場やその周辺などの清掃についても、町内外のボランティア団体や事業者などが連携して美化活動に取り組む事例もあります。

しかし、こうした個々の取り組みは、活動の継続性や発展性の面で懸念があります。

そこで、行われている取り組みの一層の活性化を図るとともに、新たな活動も育み、町内における環境美化に取り組む住民等の輪を一層広げ、条例が目指す環境美化の促進を図っていくことが重要であることから、第2章で掲げた重点的な取組に応じ、別表の取組を実施します。

第4章 計画の検証

1. 実績の公表

計画に基づく取り組みの実績について、年度ごとに取りまとめ、町のウェブサイトや広報誌等で広く公表します。

2. 計画の点検・見直し

公表された取り組み実績に対して、町民や事業者等から意見を収集し、以後の計画の推進に反映させます。また、社会情勢や環境問題に変化が生じた場合には、必要に応じて重点区域の新規設定や見直しなどを行います。

(別表)

具体的な取組	取組主体
環境保全や環境美化、地球温暖化に関する講演会や体験会の開催及びPR実施	行政
環境保全や環境美化、地球温暖化に関する講演会や体験会への参加	町民・事業者
環境美化について、地域内や事業所内での積極的啓発	
環境美化のポスターや標語などを作成や応募	
町民等が作成した環境美化ポスターや標語などを活用した積極的な啓発活動	行政
学校教育での環境教育の充実	
土地・建物の占有者や管理者に対する清掃作業や環境整備の啓発	
清掃活動を行う各種団体等の活動状況や、団体への支援事業の周知	行政
個人や団体による自主的な清掃活動の実施や参加	町民・事業者
地域コミュニケーションの向上のために、隣組などで行う清掃活動に参加	町民
重点地域であることを看板等で明示し、広報等により広く周知	行政
重点地域の美しい風景を町ウェブサイトへ掲載	
重点地域で清掃活動に取り組んでいる個人や団体・事業所等の、活動内容等の周知	
重点地域の現状を把握し、美しい環境を維持	町民・事業者
環境美化推進員との緊密な連携	町民・行政
環境美化に対するそれぞれの役割を認識	町民・事業者 行政
環境美化に関する情報共有と連携・協働による環境美化活動の実施	
国や県、他の地方公共団体との連携と情報共有	行政